

健康保険組合は被扶養者の検認を実施するに当たり、必要な情報を健康保険法及び番号法の規定により事実確認を行いますので①「住民票」②「所得証明書」③「年金額改定通知書」の添付は不要です。

ただし、①～③の情報が取得できなかった場合は**必要書類の提出を依頼します**ので予めご了承ください。

**※なお、下記の書類に関しては添付をお願いします。**

全対象者 共通	自営業	控除前の収入金額が130万円未満 (60歳以上は180万円未満)	●確定申告書写(令和5年分)
		控除前の収入金額が130万円以上 (60歳以上は180万円以上)	●確定申告書写(令和5年分) ●青色申告書写、白色申告書写等の控除額と控除内容を証明するもの
	別居(単身赴任、学生等除く)	●送金を証明するもの(3か月分) ※送金額の条件(どちらも必須) ① 被扶養者の年間収入を上回ること。 ② ①との合計が別居先の生活費(家賃、食費、光熱費等)を上回ること。	

配偶者・子 (学生含む)	添付不要 職業・今年度収入見込み額等の 記入は必ずお願いします	超過又は超過見込の方は【被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主(※被扶養者の勤務先の事業主)の証明書】もしくは【新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書】を添付してください。令和5年度分を提出済の方はその旨を記入してください。
-----------------	---------------------------------------	---

父母・祖父母 兄弟・姉妹	上記【配偶者・子】の基準に準じ添付書類をご用意ください。ただし、父母等は住民票必須です。 ●世帯全員の続柄記載の住民票のコピー 世帯分離、別居等により同一世帯でない場合は双方の世帯全員の住民票のコピーを添付してください。 配偶者と被扶養者以外で同居者がいる場合はその方の所得証明書を添付してください。	
-----------------	---	--

【根拠条文】

- 健康保険法施行規則第五十条第一項

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

- 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

- (番号法)第十四条第二項

個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。